平成３０年（フ）第１６４４号
大阪市東淀川区井高野４丁目８番11―206号、前住所大阪市淀川区西宮原１丁目８番41―506号
債務者　高橋　幸紀
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６６９号
大阪市東淀川区西淡路１丁目10番10―1002号、前住所大阪市東淀川区西淡路１丁目14番24号　丸岡マンション302号
債務者　森口　タマ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６９３号
大阪市港区波除３丁目３番６号　クリアレジデンス弁天　401号
債務者　川部　莉楠
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７３０号
大阪府東大阪市花園東町２丁目６番33号パインビレッジ　307号
債務者　鳥越　清己
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番28―802号、前住所大阪市福島区海老江２丁目11番18号メロディハイム野田阪神　302号
債務者　角谷　　実
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４５号
大阪府八尾市西木の本４丁目１番地の26
債務者　南　　咲璃（旧姓木村・水野）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７５７号
大阪府茨木市真砂２丁目２番１号　プレミール真砂　103号
債務者　兒玉　英己
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２１号
大阪市浪速区塩草３丁目11番４―1205号、前住所大阪市浪速区恵美須東２丁目７番８号　新世界ニューハイツ　403号
債務者　小河みつ美
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２２号
大阪市西成区太子２丁目４番14号　アメニティ今池　302号
債務者　鳴海　勝治
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８２８号
大阪市中央区瓦屋町２丁目12番15―1309号
債務者　川戸　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
北海道芦別市北一条西１丁目17番地
債務者　古寺　公子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第１６号
北海道滝川市栄町３丁目７番７号
債務者　夏井　寛之
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
北海道登別市登別東町２丁目７番地15酒巻マンション１号棟１階103号
債務者　小池美恵子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
北海道帯広市東５条南15丁目１番地　コーポシルビアＢ―Ｅ
債務者　金子　岩男
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森155番地25
債務者　高木　会美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１１８号
岩手県北上市鍛冶町１丁目７番12号　プラスタラーイシカワ202
債務者　佐々木八寿代
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部